

大分県報

平成二十八年
号外（六三）
四月一日

（金曜日）

目次

教育委員会訓令甲

大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正……………	一
大分県教育庁等職員評価システムの実施に関する規程の制定……………	三
教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	四

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第五号

教育庁
教育機関

大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県教育委員会

別表第一の十の項の第十二号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同項の第十三号中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同項の第十四号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同表の第十二の項の第二十一号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同項の第二十二号中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同項の第二十三号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同表の二十四の項を同表の二十五の項とし、同表の十三の項から二十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十二の項の次に次のように加える。

十三 審査請求の審査に関する事務

一 法第九条第三項において読み替えて適用する法
第十一条第二項の規定に基づき、総代の互選を命

課長

平成二十八年四月一日

大分県報号外（教育委訓令甲）

この項中行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）を「法」という。

ずること。

二 法第九条第三項において読み替えて適用する法第十三条第一項及び第二項の規定に基づき、利害関係人に対し審査請求への参加を許可し、又は参加を求めること。

三 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、反論書又は意見書を提出すべき相当の期間を定めること。

課長

四 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十一条の規定に基づき、口頭意見陳述に関する事務を行うこと。

五 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十二条第三項の規定に基づき、証拠書類等を提出すべき相当の期間を定めること。

六 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十三条の規定に基づき、書類その他の物件の提出を求めること。

七 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十四条の規定に基づき、参考人の陳述を求め、又は鑑定を求めること。

八 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十五条第一項の規定に基づき、検証をすること。

九 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十六条の規定に基づき、審査請求人及び参加人に対し質問すること。

十 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十七条第一項及び第二項の規定に基づき、意見の聴取を行うこと。

十一 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定に基づき、提出書類等を閲覧させ、又は当該書面等を交付すること。

十二 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第五項の規定に基づき、手数料を減額し、又は免除すること。

課長

十三 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第五項の規定に基づき、手数料を減額し、又は免除すること。

課長

十四 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十九条第一項及び第二項の規定に基づき、意見の聴取を行うこと。

課長

十五 法第九条第三項において読み替えて適用する法第四十条第一項及び第二項の規定に基づき、意見の聴取を行うこと。

課長

十六 法第九条第三項において読み替えて適用する法第四十一条第一項及び第二項の規定に基づき、意見の聴取を行うこと。

課長

十七 法第九条第三項において読み替えて適用する法第四十二条第一項及び第二項の規定に基づき、意見の聴取を行うこと。

課長

十八 法第九条第三項において読み替えて適用する法第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、意見の聴取を行うこと。

課長

十九 法第九条第三項において読み替えて適用する法第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、意見の聴取を行うこと。

課長

<p>十三 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十九条の規定に基づき、審理手続を併合し、又は分離すること。</p>	<p>課長</p>
<p>十四 法第九条第三項において読み替えて適用する法第四十一条第一項及び第二項の規定に基づき、審理手続を終結すること。</p>	<p>課長</p>
<p>十五 法第十五条第六項の規定に基づき、審査請求人の地位の承継を許可すること。</p>	<p>課長</p>
<p>十六 法第二十三条の規定に基づき、審査請求書の補正を命じること。</p>	<p>班総括 教育長</p>
<p>十七 法第二十五条第二項及び第二十六条の規定に基づき、審査請求に係る執行停止をし、又はそれを取り消すこと。</p>	<p>課長</p>
<p>十八 法第四十五条第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、審査請求の却下裁決を行うこと。</p>	<p>課長</p>
<p>十九 法第四十五条第二項及び第四十九条第二項の規定に基づき、審査請求の棄却裁決（裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に法第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの議を経るべき旨又は経ることができ旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合に限り。）を行うこと。</p>	<p>教育長</p>
<p>二十 法第五十三条の規定に基づき、証拠書類等を返還すること。</p>	<p>班総括</p>

別表第二の教育人事課の部の一の項の第三号中「降任」の下に「及び降給」を加え、同項の第九号及び第十号中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同項の第十一号中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用辞退届」を「採用辞退届」に改め、同部の一の項の第一号中「降任」の下に「降給」を加え、同項の第六号中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同項の第七号中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用辞退届」を「採用辞退届」に改め、同部の四の項の第一号中「第二項第二号」の下に「並びに条例第四条」を加え、「又は休職」を「若しくは休職し、又は降給」に改め、同項の第二号及び第三号中「第三条第二項」を「第三条」に、「第四条」を「第六条第二項」に改め、同項の第四号中「第

<p>二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同部の五の項の第一号中「第二十八条第一項」の下に「及び条例第四条」を加え、「降任する」を「降任し、又は降給する」に改め、同項の第四号中「第三条第二項」を「第六条第二項」に改め、同項の第五号中「第四条」を「第三条」に改め、同部の八の項の第一号中「教育長」を「課長」に改め、同項の第十号中「第四十条第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「本庁の課長、室長及び地方機関の長の勤務成績の評定」を「職員の人事評価」に改め、同項の第二十八号及び第二十九号中「課長補佐級及び係長級」を削り、「営利企業等に従事すること」を「営利企業への従事等」に改め、同項の第三十号及び第三十一号中「課長補佐級及び係長級」を削り、同部の九の項の第九号中「営利企業等に従事すること」を「営利企業への従事等」に改め、同項の第十号中「第四十条第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同部の十の項の第二号中「第四十六条」を「第四十四条」に、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同部の二十三の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項の第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「審査請求書」を「審査請求書」に改め、同部の二十九の項の第二号及び第三号中「教育長」を「課長」に改め、同表の特別支援教育課の部の一の項の第二号中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改め、同表の体育保健課の部の二の項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律を「地教法」を削り、同項の第三号中「第六条」を「第七条」に改め、同表に次のように加える。</p>	<p>体育保健課屋内スポーツ施設建設推進室</p>
---	---------------------------

事	項	決裁権者
<p>一 屋内スポーツ施設の建設に関する事務</p>	<p>一 屋内スポーツ施設の建設に向けた総合企画及び調査に関すること。</p> <p>二 屋内スポーツ施設の建設に係る関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。</p>	<p>室長</p>

別表第三の一の部の一の項の第十九号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同項の第二十号中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同項の第二十一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

別表第四の教育事務所の部の一の項の第二号中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第六号

教 育 庁
教 育 機 関

大分県教育庁等職員評価システムの実施に関する規程を次のように定める。
平成二十八年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会

大分県教育庁等職員評価システムの実施に関する規程

(趣旨)

第一条 教育庁及び教育機関(学校を除く。)に属する職員(以下「職員」という。)の人事評価に関するシステム(以下「評価システム」という。)は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施する。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 評価システム 目標管理及び能力評価を、評価調書を用いて行うことをいう。
- 二 目標管理 職員があらかじめ設定した目標の達成度及び付加すべき内容により、その業務上挙げた業績を客観的に評価することをいう。
- 三 能力評価 評価要素ごとに別に定める着眼点に基づき、職務を遂行するに当たり発揮した職員の能力を客観的に評価することをいう。
- 四 評価調書 評価システムの対象となる期間(以下「評価期間」という。)における職員の勤務成績を示すものとして、職級等に応じて別に定める様式をいう。

(被評価者の範囲)

第三条 被評価者(この規程による評価システムの対象となる職員をいう。以下同じ。)は、次に掲げる職員を除く一般職に属する常勤の職員とする。

- 一 評価期間の途中で採用された者のうち、在職期間が評価期間の六分の一に満たない者
- 二 評価期間中に、休職、休業(法第二十六条の四第一項に規定する休業をいう。)及び休暇(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)第八条、第九条、第十二条及び第十三条の二に規定する休暇に限る。)により、一回の勤務に割り振られた勤務時間の全部を勤務しなかった日が評価期間の六分の五を超える者

三 臨時的任用職員

(評価者等)

- 第四条 評価者(この規程に基づき評価を行う者をいう。以下同じ。)として、一次評価者及び最終評価者を置き、被評価者の職級等の区分に応じて別に定める。
- 2 最終評価者は、評価を行う上で必要と認めるときは、これを補佐する者として、評価補助者を指定することができる。
- 3 評価者は、被評価者がその職務を遂行するに当たり挙げた業績及び発揮した能力を的確に捉え、客観的かつ公平・公正に評価しなければならない。

(調整者等)

- 第五条 評価の公平性・公正性を保持するため、評価結果等の調整を行う者として調整者を置き、教育長がこれに当たる。
- 2 調整者は、評価結果等の調整を行う上で必要と認めるときは、これを補佐する者として、調整補佐員を指定することができる。
- 3 調整者は、評価者が行った評価の内容等を審査し、全体の傾向から見て極端な偏りが見られるなど、公平性を欠き客観性の確保に支障が生じるおそれがあると判断する場合は、評価者に再評価を指示することができる。

(評価期間)

- 第六条 評価期間は、次の各号に掲げる評価の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、評価期間の始期以降に採用された職員にあつては、当該採用された日から評価期間の終期までの期間を当該職員の評価期間とする。
- 一 目標管理 毎年四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日まで
- 二 能力評価 毎年十月一日から翌年九月三十日まで

第七条 評価者は、被評価者について、目標管理にあつては第二条第二号に規定する目標ごとに、能力評価にあつては評価要素ごとに、個別の評価結果を表示する記号(以下「個別評価」という。)を付すほか、当該目標管理又は当該能力評価の総合的な評価結果を表示する記号(以下「全体評価」という。)を付すことにより評価を行うものとする。

- 2 付与する評価の種類及び基準は、別に定めるところにより、個別評価にあつては五段階、全体評価にあつては七段階とする。
- 3 第一項の規定により評価を行う場合においては、目標管理にあつては絶対評価の方法により、能力評価にあつては相対評価の方法により行うものとする。
- 4 目標管理及び能力評価の評価調書には、当該評価を付した理由その他参考となるべき事

平成二十八年四月一日

大分県報号外(教育委訓令甲)

項を記載しなければならない。
(自己評価)

第八条 被評価者は、当該評価に係る評価期間において、自らが挙げた業績及び発揮した能力に関して、前条の規定に準じて、自己評価を行うものとする。
(面談の実施)

第九条 最終評価者は、職員の人材育成、業務の進捗状況等の共有化を目的として、被評価者と次の各号に掲げる面談を、それぞれ当該各号に定める時期に実施するものとする。ただし、年度途中の人事異動等でこれにより難しい場合は、適宜、実施することができる。

- 一 期首面談 四月（被評価者の人事異動が同月一日以外の日に行われた場合は、当該人事異動の日から一月以内）
- 二 期中面談 九月
- 三 期末面談 二月

(評価結果の開示)

第十条 最終評価者は、第五条第一項に規定する調整者による評価結果の調整が行われた後に、確定した目標管理及び能力評価の全体評語を被評価者に開示する。ただし、教育長が特に必要であると認める場合は、本人に評価結果を開示するものとする。
(相談等への対応)

第十一条 評価システムに関する相談及び評価結果に対する苦情等（以下「相談等」という。）に対応するため、教育人事課に相談員を置く。

2 相談等をしようとする職員は、面談、電話、書面、メール等の方法により、相談員に出をするものとする。ただし、匿名による相談等は、これを受け付けないこととする。

3 相談等の申出期間は、評価結果を開示された日から起算して一月以内とする。ただし、評価システムに関するものは、この限りでない。

4 管理監督者等は、職員が相談等の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不当に不利益な取扱いをしてはならない。

(条件付採用期間中の職員の特別評価)

第十二条 条件付採用期間中の職員が配置された所属の長は、第三条から前条までの規定にかかわらず、当該職員を正式採用するに当たり条件付採用期間についてその職務を良好な成績で遂行したかを把握するため、当該職員に対し、特別評価を実施する。

2 前項の特別評価の評価期間は、条件付採用期間とし、採用の日から五月を経過したときを実施する。ただし、条件付採用期間を延長された職員にあっては、教育長が別に指定する時期に、再度の特別評価を実施するものとする。

3 条件付採用期間中の職員に対する特別評価については、別に定める方法により行うものとする。

(評価調書の保管)

第十三条 評価調書は、評価を実施した日の属する年度の翌年度から起算して五年間、教育人事課において保管するものとする。

(人事評価情報の秘密保持等)

第十四条 評価者、評価補助者、調整者、調整補佐員及び相談員は、評価の実施に当たり職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、かつ、評価システムの円滑な運用以外の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 被評価者は、開示された自らの評価結果を正当な理由なく公表してはならない。

(評価者研修の実施)

第十五条 教育長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

(評価結果の活用)

第十六条 評価結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

2 評価者は、評価結果を職員の人材育成に積極的に活用しなければならない。
(委任)

第十七条 この規程に定めるもののほか、評価システムの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(大分県教育委員会職員勤務評定規程の廃止)

2 大分県教育委員会職員勤務評定規程（平成十七年大分県教育委員会訓令甲第十八号）は、廃止する。

大分県教育委員会訓令甲第七号

教 育 庁
教 育 機 関

教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程（平成十一年大分県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県教育委員会

第五条第一項中「六月を超えない」を「六月以内で、かつ、一会計年度内の」に改め、同条第三項中「予算上の措置が講ぜられないため」を「第一項の規定により任用期間を一会計年度内とするため」に、「もの及び」を「もの、」に、「任用されたものについては」を「任用されたものその他教育人事課長が必要と認めるものについては、同項の規定にかかわらず」に改める。

第八条第一号中「人事委員会の競争試験」を「職員の任用に関する規則第九条第一項第一号から第四号までに掲げる採用試験」に改める。

第十条に次の二項を加える。

3 臨時的任用職員が、一日の勤務時間の一部について勤務しないとき（第十五条第一項から第六項までに規定する有給休暇を承認されたときを除く。）は、その日給については、その勤務しない時間につき一時間当たりの給与額を減額して支給する。この場合において、勤務しなかつた時間数に一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上のときはこれを一時間とし、三十分未満のときはこれを切り捨てる。

4 前項に規定する一時間当たりの給与額は、日給の額を一日の勤務時間で除して得た額とする。この場合において、その額に一円未満の端数を生じたときは、その端数が五十銭以上のときはこれを一円とし、五十銭未満のときはこれを切り捨てる。

第十五条第九項第一号中「（昭和四十年法律第四百十一号）」を削り、「第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、第二号の次に次の四号を加え、同項を同条第八項とする。

三 妊娠中又は出産後一年以内の女性職員が、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合、妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間

四 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合、その都度必要と認める時間

五 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を

超えない範囲内で各々必要と認める時間

六 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合、十四日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

第十五条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「更新」の下に「又は延長」を加え、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 長期臨時職員の任用期間が延長されたときは、採用又は更新の日から延長後の任用期間の末日までを任用期間として前二項の規定により算定した年次有給休暇の日数から、前二項の規定により付与した年次有給休暇の日数を控除した日数の年次有給休暇の付与の時期及び日数については、別に定める。

第八号様式中「附則」の次に「妊娠障害」を加える。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

平成二十八年四月一日

大分県報号外（教育委訓令甲）